

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 68
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

診療報酬・新型コロナ特例

歯科

5月8日以降の取扱いについて

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。厚労省より、3月31日付で「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」の通知が発出されました。概要は以下の通りです。

主な要件	算定項目
・歯科治療の延期が困難なコロナ患者に歯科治療をした場合 ※なお、電話や情報通信機器を用いた診療の場合は算定不可	新型コロナ歯科治療加算 298点
・当該疾患の担当医から当該患者の全身状態や服薬状況の必要な診療情報の提供をうけて管理・指導等を行った場合	総合医療管理加算 50点 在宅総合医療管理加算 50点 ※1日につき1回 ※摘要欄に「コロナ特例」と記載
・コロナ患者1人に歯科訪問診療料1を算定する場合	20分未満であっても所定点数 歯科訪問診療料1 1,100点 ※摘要欄「コロナ特例」と記載
・コロナ患者又はその看護者の求めで速やかに歯科訪問診療を行った場合	緊急歯科訪問診療加算 夜間歯科訪問診療加算 深夜歯科訪問診療加算 ※摘要欄「コロナ特例」と記載
・呼吸管理を行っているコロナ患者に口腔の剥離上被膜の除去等を行った場合	非経口摂取患者口腔粘膜処置 100点 ※1日につき1回 ※摘要欄「コロナ特例」と記載
・コロナ患者に患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合	歯科治療時医療管理料 45点 在宅患者歯科治療時医療管理料 45点 ※この場合のみの算定なら施設基準不要 ※摘要欄「コロナ特例」と記載
口腔乾燥を訴えるコロナ患者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合	歯科特定疾患療養管理料 170点 ※摘要欄「コロナ特例」と記載
・初診から電話等での診療で診断、処方を行う場合 ※2023年7月31日で終了	歯科訪問診療3 185点 処方等に伴い、該当する調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、薬剤料が算定可 ※摘要欄「コロナ特例」と記載
上記の場合の加算で要件を満たせば算定できるもの	乳幼児加算 時間外加算等 乳幼児時間外加算等

(二枚目に続く)

<p>・再診を電話等で診療する場合(施設基準届出状況に応じ) ※原則、処方を行う場合 ※2023年7月31日で終了</p>	<p>再診料 44、53、73 点 ※摘要欄「コロナ特例」と記載</p>
<p>上記の場合の加算で要件を満たせば算定できるもの</p>	<p>乳幼児加算 時間外加算等 乳幼児時間外加算等 明細書発行体制等加算</p>
<p>・電話等再診以前に歯科疾患管理料及び歯科特定疾患療養管理料を算定していた患者を当該計画等に基づいて管理する場合 ※原則、処方を行う場合 ※2023年7月31日で終了</p>	<p>下記の合計 55 点 ※歯周病患者画像活用指導料 10 点 ※歯科治療時医療管理料 45 点 ※月 1 回</p>

※「A002 再診料」、「I030-2 非経口摂取患者口腔粘膜処置」は2022年度改定前の点数を算定

(※全国保険医団体連合会作成)

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局までお問い合わせください。